三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下仁田町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

東北地方整備局長　縄田　正

第1　起業者の名称　岩手県
第2　事業の種類　一般国道106号改築工事（宮古西道路・岩手県宮古市田鎖第7地割地内から同市根市第7地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　岩手県宮古市田鎖第1地割、第2地割、第7地割、第11地割及び第13地割並びに根市第2地割、第3地割、第7地割、第8地割及び第9地割地内
2　使用の部分　岩手県宮古市田鎖第1地割、第2地割、第11地割、第12地割及び第13地割並びに根市第2地割、第3地割、第7地割及び第8地割地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、岩手県宮古市松山第8地割地内の松山インターチェンジ（仮称）から同市根市第7地割地内の根市インターチェンジ（仮称）までの延長2,923mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道106号改築工事（宮古西道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。